

里山保全運動への地権者の対応

—福岡県小郡市花立山地区を事例に—

森林政策学研究室 山之内 豊

1. 研究の背景と目的

かつて里山は薪炭材や有機肥料の供給源として利用・管理され、地域住民の生活に密着していた。しかし、高度経済成長以降、都市周辺地域では市街化が進み、里山は消えつつあると同時に残存する里山も化石燃料の普及や担い手の不足、高齢化や木材価格の低迷によって管理が放棄され林内環境が悪化し、里山は人々の生活から離れている。

90年代になると、里山は緑環境としてだけでなく、野生動植物の生息地の確保や地域性の保持、また近年では都市の大気浄化・気温調節・レクリエーションの場など、さまざまな役割が再認識され、ボランティア活動の広がりなど、その保全活動事例が多く報告されるようになってきた(北尾、三井ら)。

このような里山環境を保全していくためには、その地域の社会的・自然的環境にあったシステムを確立し継続的に維持管理していく必要があり、それを保証するためのシステム作りがポイントとされている。つまり、里山を所有している地権者とボランティアなどの市民団体と、行政との関係をどのように構築するのかがである。これまでの研究では、保全主体としてのボランティア参加者の構成や意識、活動のきっかけ、組織のあり方等が調査され、里山の所有については、行政による買い取り(公有化)や保全活動の一環としてのトラスト運動(財団化)などが注目されてきた。これまでの所有者については保全主体から切り離されてきたといってよい。

しかし、里山保全にとって地域住民である地権者の意向は非常に重要であり、加えて里山全てを公有化や財団化することも不可能である。そこで、本研究では、里山運動への地権者の対応に焦点をあて、里山保全の課題を明らかにすることを目的とした。

2. 研究の方法

研究方法は、1998年に里山の保全を目的とした地権者と行政サイドである市とのレンタル契約が行われている福岡県小郡市花立山地区を事例地として選定し、行政と地権者と市民団体(ボランティア)との関係を分析した。里山の地権者に対しては、アンケート調査と聞き取り調査を実施した。

3. 調査対象地の概要

(1) 花立山の地理的特徴

花立山は、小郡市の北東部に位置する、市内では唯一の山である(図-1)。あたりは平野のため、市内のどこからでも眺めることができるシンボリックなものになっている。花立山は干潟区、花立区(山隈)で二分、標高は130.6m、総林地面積は37.07haである。林相はヒノキ林を中心とした人工林が69パーセントを占める。

特徴は史跡として、大小合計して700以上とも呼ばれる古墳群があり、花立古墳は指定文化財である。溜池は花立山周辺に大小あわせて13個あり、小郡市側には9個の溜池が存在している。農業用水としての利用のほか、水生生物の生息地や、市民のボート利用などがある。花立山は標高130mで、平野に孤立した山であるために、多くの動植物の生息の場となっていて、生物多様性の場として、生態学者から高く評価される福岡県内でも重要な山である。

(2) 花立山保全の仕組み

花立山の保全の形を図で示すと、図-2のように表せる。71名の地権者が2区に分かれて存在する。そして、保全を主な目的として活動している、「花立山を楽しむ会」という市民団体が、2区の住民を中心に存在している。同会は地権者に直接働きかけ、話し合いによって保全活動などを行っている。行政である小郡市は花立山を城山公園として、保全することを計画書で掲げ、地権

者との間で土地の売買を禁止する目的のレンタル契約(1ha当たり年間10万円)を結んでいる。問題点としては、市と楽しむ会の連携が金銭的にも、技術的にも行われていないということである。

しかしながら楽しむ会には地権者も10名が参加し、さらに市役所の職員が会員として保全活動などに参加しており、人的な連携はあるといえます。

(3) 楽しむ会の活動状況

楽しむ会の設立経緯は平成3年の台風被害とその後の業者による山林伐採をきっかけに、地元住民が山への思いをつのらせて、平成10年5月保全を目的に発足した。会員数は110名で、会費は一人500円である。活動は、これまでに年に2回程度、花立山の歴史や自然の勉強会、下刈、散策道の整備などが行われている。

4. 地権者に対するアンケート結果

アンケートは2002年10月に、市役所の紹介によって地権者を把握し、直接手渡して目的を説明し、記入後にポストに投函をお願いした。25件に配布し24戸から解答を得た。(表-1)

(1) 回答者の属性

表-2に示しているように、職業は、農業振興地域ということで農業が60パーセントをしめており、リタイア後、農業を始めるという形態が多い。約四割がボランティア会員であり、市とのレンタル契約は約8割が契約している。所有面積は平均1.4ヘクタールと小規模面積の地権者が多いということが特徴的です。過去行ったことがある山林作業は植林や、枝打ちなど管理作業を行ったことがおおく、それ以前に薪炭利用などがなされていた。

(2) 地権者の山林開放意識

山林の開放度合いを調べるために、どこまでなら許可できるかを尋ねた。「林地に隣接する散策道を他者が歩く」ことについて、どう思いますかということ質問し、「薪拾い」や「ボランティア作業」については他者が山林で直接にかを行うことに関して質問した。その開放度を積極的に認める、花立て山を楽しむ会ならば認める、市役所が許可するならば認める、地権者の許可をえれば認める、絶対に認めないというものでランクをつけて

もらった。散策道があるだけということについては、34%の地権者が積極的に認めると回答しているのに対して、薪拾いや、山林作業についての質問ではその開放度は低くなった(図-3)。

(3) レンタル契約の有無による、開放意識のちが

次に、地権者をレンタル契約している、していないに分けて(以下契約地権者、未契約地権者)、前述した散策道利用とボランティア作業についてクロス集計を行った(図-4, 5)。「散策道利用」について、契約地権者と、未契約地権者で分析を行ったところ、契約地権者は積極的に認めるから市役所の許可ならば認めるまでで76%をしめ、未契約地権者は逆に60パーセントが絶対に開放しないとこたえ、契約地権者の方がより高い開放意識を持っている。ボランティア作業についても未契約地権者は約60パーセントが絶対に認めないと答えているのに対し、契約地権者は絶対に認めないという回答はなく、ボランティア作業についても契約地権者の方が開放意識が高いことがわかる。

(4) 契約料金の意味付け

「レンタル契約をむすぶにあたり、レンタル料金を受け取る理由はなんですか」という質問に対して最も多くの回答があったのは「山林を開放する代償として受け取っている」であった。レンタル契約に関する小郡市の考えは、里山を保全するために企業などの参入を阻止するためである。つまり、契約地権者と小郡市との間に契約についての意識のずれが発生しており、市の意向とは違う形で市民への山林開放に対する意識に変化が現れたと考えられる。

(5) ボランティア活動への参加状況

契約をしていて楽しむ会の会員であるという人は42%なのに対して、未契約で会員であるというのはわずか1名であった。なぜボランティアに参加するのかを個別に聞き取り調査を行ったところ、「自分の山でもあるが、地域の共通資源として考えているから」、「現在では作業をする人手も暇もないため、楽しむ会で保全作業をするなら、一緒に協力したい」「友人に進められて、山を見直してみた」「地域のシンボルであるから」などであった。また、里山への保全意識がたかい地権者は楽しむ会に入っていることや、市民団体のリーダー的な役割を果たして

おり、楽しむ会の会長と副会長はどちらも地権者である。つまり、土地になじみのある人がリーダーになっていることにより、団体活動は円滑に進んでいることが分かった。

5. まとめと考察

以上より、次の3点が明らかになった。第一は、市とレンタル契約を結んだ地権者は契約を結んでいない地権者よりも所有山林の開放意識が高いことである。第二は、レンタル契約は地権者の私的主張を抑制する働きがあ

り、また、その効果は市民に開放するなどの意識を高める効果があることである。第三は、市民団体の円滑な里山保全のためには、土地になじみのある地権者が市民団体に活躍していることが要因の一つとなっていることである。

以上より、公有化やトラスト運動という形での里山保全だけではなく、本事例のような都市化しつつある農業地域ではレンタル契約によって地権者の参加を促す手法が里山保全に有効だと考えられる。

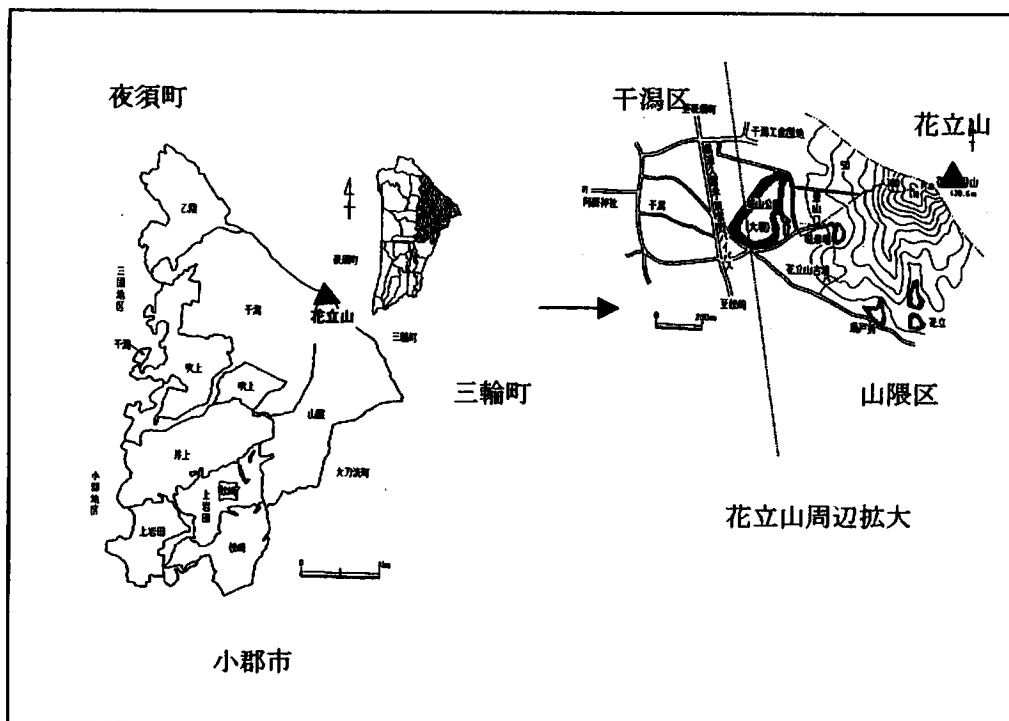


図-1 花立山の位置

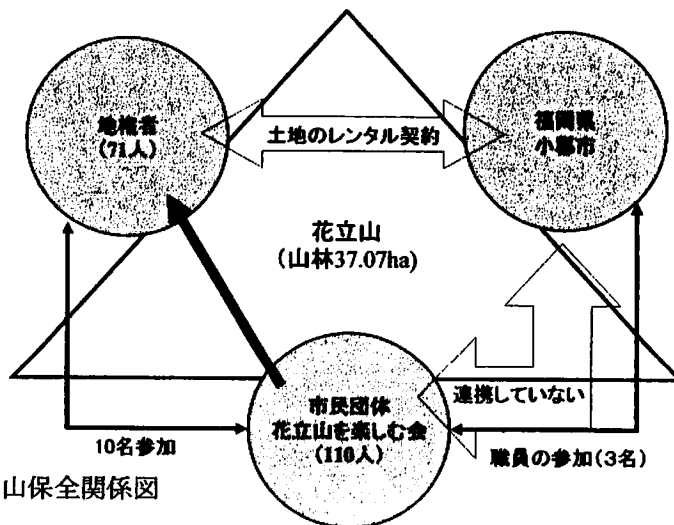


図-2 花立山保全関係図

表-1 調査方法

区分	調査方法について
調査対象	小都市花立山の地権者
調査方法	市役所の紹介により地権者を把握 アンケート票を直接手渡し、記入したアンケート票をポストに投函
調査期間	2002.10.01～10.010
回収結果	総25戸で、有効な回答数 24戸(有効回答率96%)

表-2 回答者属性

区分	回答者属性について
性別	男性 98%(23名)、女性 4%(1名)
年齢	最大年齢90歳 最小年齢45歳 平均 68.5歳
職業	農業 60%、公務員 8%、会社員 13%、自営業 8% 無職 13%
楽しむ会の会員	会員である 38%(9名)、会員でない 62%(15名)
レンタル契約	契約している 80%(18名)、契約していない 20%(5名)
平均所有面積	1.4ha
行方ことのある	植林 81%、下刈り 81%、枝打ち 62%
山林作業	間伐 43%、伐木造材 24%、山鹿狩り 19%、松茸狩り 5% 松茸狩り 14%、狩猟 14%、散策道建設 19%、散策道修繕 19%

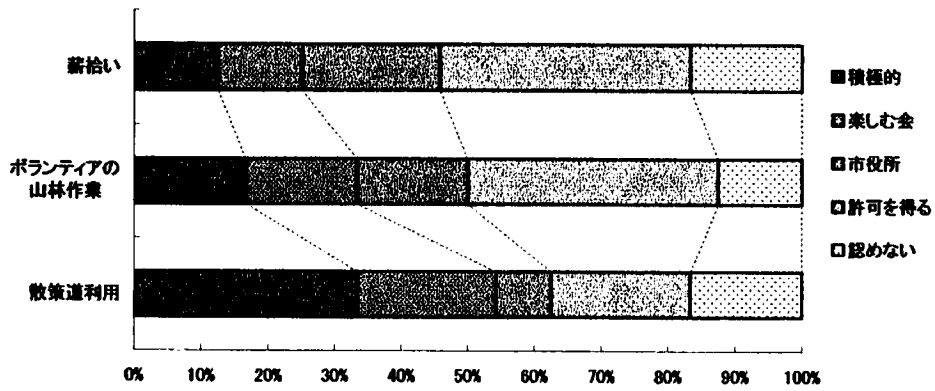


図-3 山林の開放度

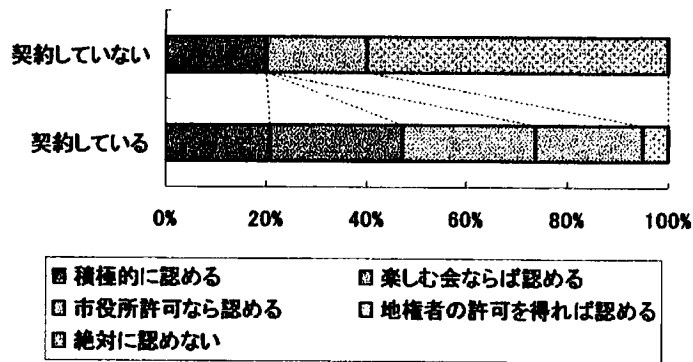


図-4 散策道の利用

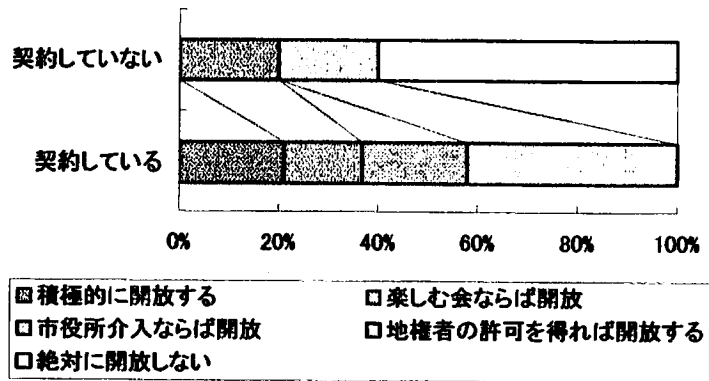


図-5 ボランティアの山林作業